

平成 17 年 10 月 1 日 規程第 11 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 6 号 (イ)
改正 平成 19 年 3 月 30 日 規程第 4 号 (ロ)
改正 平成 19 年 6 月 26 日 規程第 6 号 (ハ)
改正 平成 20 年 2 月 27 日 規程第 2 号 (ニ)
改正 平成 21 年 3 月 6 日 規程第 4 号 (ホ)
改正 平成 21 年 11 月 25 日 規程第 14 号 (ヘ)
改正 平成 22 年 3 月 31 日 規程第 3 号 (ト)
改正 平成 22 年 11 月 24 日 規程第 8 号 (チ)
改正 平成 23 年 3 月 4 日 規程第 2 号 (リ)
改正 平成 24 年 3 月 29 日 規程第 3 号 (ヌ)
改正 平成 26 年 11 月 18 日 規程第 10 号 (ル)
改正 平成 27 年 4 月 1 日 規程第 12 号 (ヲ)
改正 平成 28 年 2 月 24 日 規程第 3 号 (ワ)
改正 平成 28 年 3 月 30 日 規程第 5 号 (カ)
改正 平成 28 年 11 月 21 日 規程第 9 号 (ヨ)
改正 平成 29 年 4 月 1 日 規程第 4 号 (タ)
改正 平成 29 年 12 月 18 日 規程第 1 号 (レ)
改正 平成 30 年 11 月 30 日 規程第 7 号 (ソ)
改正 令和元年 11 月 26 日 規程第 12 号 (ツ)
改正 令和 2 年 3 月 23 日 規程第 3 号 (ネ)
改正 令和 4 年 11 月 24 日 規程第 9 号 (ナ)
改正 令和 5 年 3 月 28 日 規程第 3 号 (ラ)
改正 令和 5 年 11 月 28 日 規程第 10 号 (ム)
改正 令和 6 年 3 月 26 日 規程第 6 号 (ウ)
改正 令和 6 年 12 月 19 日 規程第 11 号 (ヰ)
改正 令和 7 年 3 月 25 日 規程第 6 号 (ノ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程

(総則)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支

給する。

一 基本給は、本給及び扶養手当とする。

二 諸手当は、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、在宅勤務等手当及び特別手当とする。（イ）（ウ）

2 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構就業規則（平成 17 年規程第 8 号。以下「就業規則」という。）第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給与は、前項の規定にかかわらず、本給及び諸手当とし、諸手当は、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、在宅勤務等手当及び特別手当の区分により支給する。（イ）（ホ）（ウ）（ノ）

（給与の支給定日及び支給方法）

第 3 条 職員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月 16 日（その日が休日に当るときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、第 20 条に規定する特別手当を支給する月にあっては、その都度、別に定める日とすることができる。（ウ）

2 職員の給与（特別手当を除く。）は、前項の支給定日（前項ただし書の規定により別に定める日を含む。）において当月分の基本給（再任用職員にあっては、本給。以下同じ。）、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、役職手当及び在宅勤務等手当並びに前月分の時間外勤務手当、深夜手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、基本給、地域手当及び役職手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日（扶養手当及びこれに対する地域手当にあっては、扶養親族について第 9 条第 5 項に規定する確認の申請があった日）が月の 16 日以後である場合には、翌月の支給定日（その日が休日に当るときには、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給する。（イ）（ウ）

3 職員又はその収入によって生計を維持する者の疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合において、職員が給与の支給の請求をしたときは、前 2 項の規定にかかわらず、支給することができる。

4 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

（本給）

第 4 条 各職員の本給は、月額とし、その職員の等級（独立行政法人日本高速道路保有・

債務返済機構の職員の等級に関する規程（平成 17 年規程第 7 号）により、各職員について定められた職務の等級をいう。以下同じ。）について、別表第 1 の本給表（以下「本給表」という。）に定める号給により支給する。

- 2 再任用職員の本給は、月額とし、前項の規定にかかわらず、本給表の再任用職員の欄に掲げる本給の額のうち、その者について定められた職務の等級に応じた額を支給する。

第 5 条 就業規則第 40 条第 1 項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の本給は、月額とし、前条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による本給の月額に、就業規則第 7 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を別に定める時間で除して得た数を乗じて得た額を支給する。

（昇給）

第 6 条 職員の昇給は、現に受けている号給を受けるに至ったときから、12 月以上の期間を経過した職員について、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、当該期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを基準として決定するものとする。ただし、職員の等級に変更があってから最初の昇給をさせる場合（新たに職員となってから最初の昇給をさせる場合を含む。）においては、12 月の期間を短縮することができる。（イ）

- 2 勤務成績が特に優秀で、理事長がその必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、同項の期間を短縮することができる。（イ）

- 3 満 55 歳を超える職員は、前 2 項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、勤務成績が特に優秀で、理事長が特にその必要があると認めた職員については、別に定めるところにより、昇給させることができる。

- 4 職員を昇給させる場合において、勤務成績の程度又は予算の都合により上位の号給まで昇給させることができないときは、第 4 条並びに第 1 項、第 2 項及び前項ただし書の規定にかかわらず、本給表に定める号給の額以外の額をその本給として支給することができる。この場合においては、本給表に定める額のうち本給として支給する額より少ない額でそれに最も近い額である号給をその職員の号給とみなす。

（昇給の時期）

第 7 条 職員の昇給の時期は、1 月 1 日、4 月 1 日、7 月 1 日又は 10 月 1 日とする。ただし、前条第 2 項及び第 3 項ただし書の場合における昇給の時期は、理事長がその必要があると認めた時期とする。

（等級の変更に伴う号給の変更）

第 8 条 職員の等級に変更があった場合において、その者の受けるべき号給は、上位の等

級に変更したときは等級の変更前の等級において受けていた号給の額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合においては当該額の直近上位の額の号給。以下「対応号給」という。）の4号給上位の号給とし、下位の等級に変更したときは等級の変更前の等級において受けていた額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合においては当該額の直近下位の額の号給）とすることを基準として、その者の勤務実績を勘案して決定するものとする。（イ）

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に規定する者で、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。（ノ）

- 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
- 三 満60歳以上の父母及び祖父母
- 四 重度心身障害者

3 扶養手当は、月額とし、その額は、前項第2号から第4号に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（第4条に規定する別表第1の本給表の級が7級である職員（以下「7級職員」という。）にあつては、3,500円）とし、同項第1号に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円とする。（イ）（ロ）（ニ）（タ）（ノ）

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号に該当する事実が生じた場合には、その職員は、別に定めるところにより、総務課長の確認を受けるものとする。（イ）

- 一 新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者がある場合
- 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第1号又は第2号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）（タ）（ノ）

6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について前項第1号に掲げる事実が生じた場合、職員の扶養親族たる子で特

定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合又は扶養親族たる父母等で前項第1号の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員以外の職員となった場合、若しくは7級職員以外が7級職員となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後であった場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があった日をもって当該事実が生じた日とみなす。(タ) (ノ)

- 7 扶養手当は、職員について扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、月額とし、基本給及び役職手当の月額の合計額に、100分の16を乗じて得た額とする。(イ) (ロ) (ハ) (カ)

第11条 職員がその事業所を異にして異動した場合又は事業所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事業所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後の事業所に係る地域手当の支給割合（前条に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に勤務していた事務所に係る地域手当の支給割合（前条に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定にかかわらず当該異動等の日から2年を経過するまでの間（第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。）、基本給及び役職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から2年を経過するまでの間に当該職員がさらに事務所を異にして異動した場合又はその事務所が移転した場合その他別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。(イ)

- 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

- 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除

く。) 異動等前の支給割合に 100 分の 80 を乗じて得た割合

- 2 国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人、地方公共団体又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号）第 9 条の 2 各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるもの（以下「国等」という。）に使用される者であった者が、引き続き職員となった場合において、機構に勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当が支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。（イ）（ホ）

- 3 前 2 項の規定は、再任用職員には適用しない。

- 4 前条及びこの条に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（イ）

（住居手当）

第 12 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第 2 号において同じ。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（ネ）

- 二 第 14 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構宿舍規程（平成 17 年規程第 18 号。以下「宿舍規程」という。）第 2 条に規定する宿舍のうち有料宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの（ヘ）（ネ）

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第 1 号に掲げる職員のうち第 2 号に掲げる職員でもあるものについては、第 1 号及び第 2 号に定める額の合計額）とする。（ネ）

- 一 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額

- 二 前項第 2 号に掲げる職員 第 1 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当す

る額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（へ）

3 次の各号のいずれかに掲げる職員は、第 1 項第 1 号に規定する職員には該当しないものとする。

一 宿舍規程第 2 条に規定する宿舍のうち、有料宿舍を使用し、使用料を支払っている職員

二 国、地方公共団体、特別の法律により設置された法人で別に定めるもの及び理事長が別に定めるものから貸与された職員宿舍に居住している職員

三 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第 9 第 2 項に規定する扶養親族で同条第 5 項により扶養親族として確認を受けた者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

4 前 3 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第 13 条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用し、かつ、その運賃等を負担することを常況とする職員に対し、別に定めるところにより支給する。

（単身赴任手当）

第 14 条 単身赴任手当は、事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。（ホ）（カ）

3 国等に使用される者であった者から国等の要請に応じ引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった日の直前の住居から職員とな

った日の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当及び深夜手当)

第15条 時間外勤務手当は、就業規則第10条の規定により正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 就業規則第9条に規定する休日又は就業規則第12条の規定に基づき定められた休日以外の日における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 再任用短時間勤務職員が、就業規則第9条第3項に規定する休日以外の日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が就業規則第7条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 深夜手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 4 時間外勤務手当は、別表第2に掲げる職員（以下「役付職員」という。）には支給しない。

- 5 就業規則第10条の規定により正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を越えてした勤務の時間が1箇月について60時間を越えた職員には、その60時間を越えて勤務した全時間に対して、第1項の規定に関わらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額とする。（へ）

(役職手当)

第 16 条 役職手当は、役付職員及び別表第 3 に掲げる職位にある職員に対し、毎月、それぞれ別表第 2 及び別表第 3 の支給額欄に定める額を支給する。（リ）

2 月の初日以外の日において職員が新たに前項の規定により役職手当の支給を受ける職員（以下「役職手当受給職員」という。）となった場合又は就業規則第 33 条第 1 項の規定により休職を命ぜられた役職手当受給職員が復職した場合においては、その職員に支給する当月分の役職手当の額は、当該手当の日額に月の初日からその職員が役職手当受給職員となった日又は復職した日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を前項に規定する額から控除した額とする。

3 役職手当受給職員が月の末日以外の日において、役職手当受給職員でなくなった場合又は就業規則第 33 条第 1 項の規定により休職を命ぜられた場合においては、その者に支給する当月分の役職手当の額は、当該手当の日額に、その者が役職手当受給職員でなくなった日又は休職を命ぜられた日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を第 1 項に規定する額から控除した額とする。

4 月の初日以外の日において役職手当受給職員が役職手当の支給額を異にする役職手当受給職員となった場合においては、その職員に支給する当月分の役職手当の額は、その事実が生じた日においてその職員が役職手当受給職員でなくなったものとみなして前項の規定によりその職員に支給する額と、同日においてその職員が新たに役職手当受給職員となったものとみなして第 2 項の規定によりその職員に支給する額との合計額とする。（リ）

5 役職手当受給職員が月の初日から末日にいたるまでの全日数を勤務しなかった場合には、当月分の役職手当は支給しない。

（宿日直手当）

第 17 条 宿日直手当は、就業規則第 11 条の規定により宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して、その勤務 1 回につき 4,400 円を支給する。ただし、その勤務時間が 5 時間未満の場合には、その勤務 1 回につき、2,200 円を支給する。

（管理職員特別勤務手当）（ホ）

第 18 条 管理職員特別勤務手当は、役付職員が特に業務上の必要により就業規則第 9 条及び第 12 条に定める休日（以下「休日」という。）に勤務した場合は、当該職員に対し管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、役付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。（ノ）

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき12,000円を超えない範囲内で別に定める額。ただし、当該休日において勤務に従事する時間等を考慮して別に定めるときは、その勤務1回につき支給する額に100分の150を乗じて得た額

二 第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で別に定める額

4 第3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(在宅勤務等手当)

第19条 在宅勤務等手当は、在宅勤務等をする職員に対し、別に定めるところにより支給する。(ウ)

(特別手当)

第20条 特別手当は、原則として、毎年2回夏季及び年末において、それぞれ別に定める日(以下この条において「基準日」という。)に在職する職員に対してその都度、定める日に支給する。

2 特別手当は、各職員の勤務成績を参酌してその都度、定める。この場合において、別に定める管理又は監督の地位にある職員及び別に定める等級にある職員に対しては、それぞれ別に定めるところにより加算する。

3 再任用職員の特別手当については、前2項に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

第21条 傷病(就業規則第46条に定める負傷又は疾病を除く。)又は就業規則第44条第2項(自己が結核性疾患にかかったときに限る。)による欠勤者に対する欠勤期間における給与は、欠勤を始めた日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の欠勤に係る日につき、本給の半額を減ずる。(イ)(ヌ)

(給与の減額)

第22条 欠勤、遅参、早退等により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、本給及びこれに対する地域手当の合計額を当該月の所定勤務時間数で除して得た額に勤務しない時間数を乗じて得た額(当該月の所定勤務時間の全時間を勤務しないときは、本給及びこれに対する地域手当の合計額)を所定の給与額から減額する。ただし、所属長がやむを得ない事情によるものと特に認めた欠勤、遅参、早退等につい

ては、この限りでない。（イ）

（介護休暇に係る職員の給与）

第 23 条 介護休暇により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき前条本文の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。

2 前項に規定するもののほか、介護休暇に係る職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

（育児休業、部分休業及び出生時育児休業に係る職員の給与）

第 24 条 職員が育児休業及び出生時育児休業をしている期間については、給与を支給しない。（ラ）

2 部分休業により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第 22 条本文の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。

3 育児休業及び出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の受けるべき号給を定め、又は第 6 条第 1 項に定める期間を短縮することができる。（ラ）

4 前 3 項に規定するもののほか、育児休業、部分休業及び出生時育児休業に係る職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。（ラ）

（退職者の給与）

第 25 条 就業規則第 33 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により退職を命ぜられた職員に対する退職期間中の給与は、基本給及びこれに対する地域手当並びに住居手当についてその者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額に、それぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。（イ）

一 就業規則第 33 条第 1 項第 1 号の事由により退職を命ぜられた場合には、その退職の期間が満 2 年に達するまでは、100 分の 80 を支給することができる。（ヌ）

二 就業規則第 33 条第 1 項第 2 号の事由により退職を命ぜられた場合には、その退職の期間が満 1 年に達するまでは、100 分の 80 を支給することができる。（ヌ）

三 就業規則第 33 条第 1 項第 3 号の事由により退職を命ぜられた場合には、100 分の 60 以内を支給することができる。（ヌ）

2 就業規則第 33 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定により退職を命ぜられた職員に支給する退職期間中の給与は、その都度、定める。

（新たに採用された職員の給与）

第 26 条 月の初日以外の日において新たに採用された職員に採用当月分の給与を支給する

場合には、基本給の日額に月の初日からその職員が採用された日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を基本給から控除する。

(退職者の給与)

第 27 条 就業規則第 38 条第 1 項第 3 号の規定により退職した者又は死亡した者に対する退職当月分又は死亡当月分の基本給については、その全額を支給する。

2 月の末日以外の日において、就業規則第 38 条（第 1 項第 3 号を除く。）の規定により退職し、就業規則第 36 条の規定により解雇され、又は就業規則第 49 条第 3 項の規定により免職された者に退職当月分若しくは解雇当月分又は免職当月分の給与を支給する場合には、基本給の日額にその者が退職し、若しくは解雇され、又は免職された日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を基本給の額から控除する。

(給与の日額)

第 28 条 この規程により職員に支給される基本給、地域手当及び役職手当の日額は、それぞれ基本給、地域手当及び役職手当の額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。(イ)

(勤務 1 時間当りの給与額)

第 29 条 この規程における勤務 1 時間当たりの給与額は、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当の合計額を 1 月の所定勤務時間数（別に定める 1 年間の勤務時間数を 12 で除して得たものをいう。）で除した額とする。(イ)

(端数の処理)

第 30 条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和 25 年法律第 61 号）の定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (イ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 22 年 3 月 31 日までの間、地域手当の月額、独立行政法人日本高速道路保

有・債務返済機構職員給与規程第 10 条の規定にかかわらず、基本給及び役職手当の月額
の合計額に 100 分の 17(大阪市に所在する事務所に勤務する職員にあつては 100 分の 14)
を乗じて得た額とする。(ロ) (二) (ホ)

附 則 (ロ)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ハ)

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (ニ)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ホ)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ヘ)

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日
本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程第 15 条第 5 項は、平成 22 年 4 月 1 日から適
用する。

附 則 (ト)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (チ)

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

なお、5 等級以上かつ 55 歳を越える職員については、55 歳に達した日後における最初の
4 月 1 日以降、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当のそれぞれ 100 分の 1.5 を
給与額から減額する。

附 則 (リ)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ヌ)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ル)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ヲ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条の規定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 27 年 3 月 31 日から引き続き職員である者のうち、その者の受ける俸給月額が、同日において、受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、俸給月額のほか、平成 27 年 3 月 31 日に受けていた本給月額との差額を本給として支給する。

2 5 等級以上かつ 55 歳を越える職員について、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以降、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当のそれぞれ 100 分の 1.5 を給与額から減額する期間は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

(地域手当)

第 3 条 第 10 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日の地域手当の月額は、基本給及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 100 分の 18
- 二 神奈川県横浜市 100 分の 12
- 三 大阪府大阪市 100 分の 15

2 平成 29 年 3 月 31 日までの間、第 11 条第 1 項「前条に規定する割合」とは、規程第 10 条に規定する割合のほか、東京都特別区に所在した事業所について 100 分の 18 とする。

附 則 (ヅ)

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (カ)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (ヨ)

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (タ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

第 2 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条第 3 項の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、扶養親族たる子については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち 1 人については 9,000 円）とする。

2 第 9 条第 6 項の適用については、扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について同条第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（同条第 5 項第 2 号に該当する場合を除く。）を含む。）又は、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から 15 日を経過した後であった場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があった日をもって当該事実が生じた日とみなす。

3 第 9 条第 7 項の適用については、扶養手当は、職員について扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は扶養親族たる子、扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（同条第 5 項第 1 号に該当する場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(平成 31 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

第 3 条 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 9 条第 3 項の規定の適用については、扶養親族たる配偶者については 6,500 円、扶養親族たる子については 1

人につき 10,000 円、扶養親族たる父母等については 1 人につき 6,500 円とする。

- 2 第 9 条第 6 項の適用については、扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について同条第 5 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合又は、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から 15 日を経過した後にあった場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があった日をもって当該事実が生じた日とみなす。

附 則 (レ)

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ソ)

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ツ)

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (ネ)

(施行期日)

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 令和 2 年 3 月 31 日において改正前の第 12 条の規定により支給されていた住居手当の月額（以下、「旧手当額」という。）が 2,000 円を超える職員であって、令和 2 年 4 月 1 日以降においても引き続き当該住居手当にかかる住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 12 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 第 12 条第 1 項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から第 12 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

附 則 (ナ)

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （ラ）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （ム）

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （ウ）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （ヰ）

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （ノ）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第 2 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 9 条の規定の適用については、同条第 2 項中「四 重度心身障害者」とあるのは「／四 重度心身障害者／五 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）／」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第五号に該当する配偶者については 3,000 円（7 級職員にあっては、支給しない）とする」とする。

別表第1(第4条関係)(イ)(ロ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(ヨ)(レ)(ソ)(ツ)(ナ)(ム)(キ)(ノ)

令和7年4月1日実施

職員の区分	等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	号給	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額
再任用職員 以外の職員	1	230,400	262,000	291,800	308,600	355,900	426,200	506,800
	2	232,800	263,800	294,100	310,900	357,800	428,100	516,400
	3	235,000	265,800	296,100	313,400	359,600	430,200	530,300
	4	237,500	267,400	298,300	315,600	361,400	432,200	544,000
	5	240,500	269,900	300,700	318,000	363,600	434,200	550,600
	6	242,600	271,900	302,400	320,300	365,700	436,100	552,300
	7	244,900	273,600	304,300	322,400	367,600	437,900	553,900
	8	247,100	275,400	306,400	324,500	369,600	439,700	555,400
	9	249,700	277,200	308,400	326,800	371,400	441,600	557,100
	10	252,300	279,200	310,700	329,100	373,400	443,600	558,500
	11	254,700	281,600	312,500	331,200	375,300	445,600	559,700
	12	257,000	283,900	314,400	333,300	377,100	447,400	561,000
	13	259,600	286,200	316,400	335,500	379,400	449,100	562,200
	14	261,400	288,700	318,200	337,400	381,300	450,500	563,100
	15	263,200	291,200	320,100	339,300	383,000	451,700	563,900
	16	265,000	293,300	321,900	341,000	384,500	453,100	564,700
	17	266,800	295,500	324,000	343,500	386,400	454,600	565,500
	18	268,500	297,700	325,800	345,700	388,300	456,200	566,300
	19	270,200	299,700	327,600	347,600	390,000	458,000	567,100
	20	272,100	301,800	329,400	349,600	391,800	459,800	567,900
	21	274,000	303,700	331,400	351,300	393,500	461,600	568,800
	22	275,300	305,900	332,800	353,000	395,300	462,800	569,600
	23	276,900	308,400	333,900	354,800	396,900	463,900	570,600
	24	278,400	310,700	334,800	356,700	398,400	465,000	571,400
	25	280,300	313,100	336,100	358,800	400,200	466,000	572,200
	26	281,900	314,600	337,400	361,000	402,000	466,900	572,900
	27	283,800	316,000	338,500	363,100	403,600	467,800	573,600
	28	286,000	317,700	339,100	365,600	405,200	468,700	574,200
	29	287,900	319,600	340,000	367,800	406,800	469,600	574,900
	30	290,000	321,100	341,000	370,100	408,100	470,500	575,600
	31	292,100	322,500	342,100	372,100	408,900	471,400	576,300
	32	294,000	324,100	343,300	374,300	409,400	472,300	577,100
	33	295,600	326,000	344,300	376,300	409,800	473,200	577,900
	34	297,700	327,800	345,300	378,200	410,200	474,100	578,600
	35	299,700	329,500	346,600	379,800	410,600	474,900	579,200
	36	301,400	331,000	347,800	381,500	411,000	475,700	580,000
	37	303,400	332,700	349,000	383,000	411,400	476,600	580,700
	38	305,100	333,800	350,100	384,100	411,800	477,300	581,400
	39	306,800	335,100	351,000	384,900	412,200	477,800	582,100
	40	308,300	336,200	352,000	385,600	412,600	478,300	582,800
	41	310,000	337,400	353,200	386,400	413,000	478,900	583,500
	42	311,500	338,400	354,200	387,200	413,300	479,500	584,100
	43	313,000	339,600	355,000	388,000	413,700	480,000	584,800
	44	314,300	340,200	355,900	388,700	414,100	480,500	585,500
	45	315,900	341,500	357,000	389,400	414,500	481,000	586,300
	46	317,400	342,400	358,000	390,100	415,300	481,500	587,000
	47	318,300	343,400	359,000	390,800	416,200	482,000	587,700
	48	319,600	344,400	359,900	391,500	417,000	482,500	588,400
	49	320,600	345,200	360,900	392,100	417,700	483,000	589,200
	50	321,800	346,200	361,900	392,600	418,500	483,500	589,900
	51	322,600	347,000	362,900	393,000	419,300	484,000	590,600
	52	323,300	348,000	363,800	393,400	420,100	484,400	591,300
	53	324,500	348,800	364,800	393,800	420,900	484,800	592,000
	54	325,600	349,800	365,500	394,200	421,500	485,200	592,700
	55	326,000	350,700	366,000	394,800	422,000	485,700	593,400
	56	326,700	351,400	366,500	395,400	422,500	486,100	594,000
	57	328,000	352,500	367,000	396,100	423,000	486,600	594,700
	58	329,000	353,500	367,500	396,700	423,500	487,100	595,400
	59	330,100	354,400	367,900	397,100	424,000	487,500	596,100
	60	331,100	355,300	368,200	397,400	424,400	487,900	596,800

再任用職員 以外の職員	61	331,400	356,000	368,600	397,900	424,800	488,400	597,500
	62	332,200	356,800	368,900	398,400	425,200	488,800	598,200
	63	333,200	357,600	369,300	398,800	425,600	489,300	599,000
	64	333,800	358,400	369,800	399,200	426,000	489,700	599,700
	65	335,000	359,300	370,300	399,600	426,500	490,200	600,400
	66	335,900	360,300	370,700	400,100	427,000	490,600	601,100
	67	337,000	361,300	371,100	400,500	427,400	491,000	601,800
	68	338,000	362,100	371,600	400,900	427,800	491,400	602,500
	69	338,600	362,900	372,100	401,400	428,300	491,900	603,200
	70	339,500	363,400	372,600	401,900	428,800	492,300	603,900
	71	340,400	363,900	373,000	402,300	429,200	492,700	604,600
	72	341,600	364,300	373,500	402,600	429,600	493,100	605,300
	73	342,600	364,800	374,100	403,100	430,100	493,600	606,000
	74	343,600	365,300	374,600	403,600	430,500	494,100	606,700
	75	344,400	365,800	375,000	404,000	430,900	494,500	607,400
	76	345,000	366,200	375,500	404,400	431,300	494,900	608,200
	77	345,800	366,700	376,000	404,900	431,800	495,400	608,900
	78	346,500	367,200	376,400	405,300	432,200	495,800	
	79	347,200	367,700	376,800	405,700	432,600	496,200	
	80	347,800	368,200	377,200	406,100	433,000	496,600	
	81	348,600	368,700	377,800	406,700	433,400	497,100	
	82	349,300	369,200	378,300	407,100	433,800	497,500	
	83	349,900	369,500	378,700	407,500	434,200	497,900	
	84	350,500	369,900	379,100	408,000	434,700	498,300	
	85	351,300	370,400	379,700	408,500	435,100	498,900	
	86	352,100	370,900	380,200	408,900	435,500	499,400	
	87	352,800	371,300	380,600	409,300	435,900	499,800	
	88	353,300	371,800	381,000	409,700	436,300	500,200	
	89	354,000	372,200	381,500	410,100	436,800	500,600	
	90	354,600	372,700	382,000	410,500	437,200	501,000	
	91	355,200	373,100	382,400	410,900	437,600	501,400	
	92	355,700	373,600	382,800	411,300	438,000	501,800	
	93	356,400	374,100	383,400	411,800	438,500	502,300	
	94	357,000	374,600	383,900	412,200	438,900	502,800	
	95	357,600	375,100	384,300	412,600	439,300	503,200	
	96	358,200	375,500	384,700	413,000	439,700	503,600	
	97	358,900	375,900	385,300	413,500	440,200	504,100	
	98	359,400	376,300	385,800	414,000	440,600	504,500	
	99	359,900	376,700	386,400	414,400	441,000	504,900	
	100	360,400	377,100	386,800	414,800	441,400	505,300	
	101	360,900	377,500	387,300	415,200	441,800	505,800	
	102	361,400	378,000	387,800	415,600	442,200		
	103	361,800	378,500	388,200	416,000	442,600		
	104	362,200	379,000	388,500	416,400	443,000		
	105	362,700	379,500	389,000	416,900	443,600		
	106	363,200	380,000	389,400	417,400			
	107	363,500	380,500	389,800	417,800			
	108	363,900	380,900	390,200	418,200			
	109	364,500	381,300	390,800	418,700			
	110	365,100	381,700					
	111	365,500	382,100					
	112	365,900	382,500					
	113	366,500	383,000					
	114	367,100						
	115	367,500						
	116	367,900						
	117	368,500						
再任用職員		209,900	244,300	261,000	283,700	328,100	402,300	466,100

別表第 2（第 16 条関係）（リ）

職 名	支給額
部 長	102,000
企画審議役	102,000
課 長	81,000
調査役	81,000
道路監理役	62,000

別表第 3（第 16 条関係）（リ）

職 名	支給額
課長代理	29,000